

公益財団法人山梨県国際交流協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人山梨県国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県民が主体となった国際交流、国際協力等の推進を図り、もって世界に開かれたふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流の推進に関すること。
- (2) 国際協力の推進に関すること。
- (3) 多文化共生の推進に関すること。
- (4) 海外山梨県人会との連携に関すること。
- (5) 国際交流、国際協力等に係る団体の指導育成に関すること。
- (6) 関係官庁及び団体との連絡調整並びに受託事務に関すること。
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業の推進に関すること。

2 前項各号の事業は、山梨県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附等により受け入れた財産のうち用途の指定のないものについては、50%以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱等については、理事会の決議によるものとする。

(基本財産の維持及び処分等)

第6条 基本財産については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって、適正な維持及び管理に努めなければならない。

2 やむをえない事由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書等については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第22条の規定に従い、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認の決議を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準又は報酬等の額を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 この法人の定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 この法人は、認定法第22条に規定する内閣府令に定めるところにより、第1項第6号、第2項第2号及び第3号の書類、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第129条に規定する計算書類等、認定法施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類、については、毎事業年度の終了後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第10条 会長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（評議員）

第11条 この法人に評議員4名以上9名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 公益法人を除く他の同一の団体の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあつては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- (任期)
- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 14 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 2 節 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の総額及び支給の基準又は支給の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後の 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、評議員会を招集するときは、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所並びに法務省令で定める事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知を発しなければならない。
- 3 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 前項による請求があったときは、会長は遅延なく評議員会を招集しなければならない。
- 5 次に掲げる場合には、第 3 項の規定による請求をした評議員は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 第 3 項の規定による請求後、遅延なく招集の手続きが行われないうとき
 - (2) 第 3 項の規定による請求のあった日から 4 週間以内の日の評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられないとき

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席した評議員の互選により定める。

- 2 議長の任期は、評議員としての任期の満了するときまでとする。
- 3 議長が欠けたとき又は事故あるときには、その評議員会において出席した評議員の互選により定めるものとする。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることの出来る評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、評議員会の議長及びその他の出席評議員1名が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長のうち理事会において選定した1名をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員、評議員の制限)

第26条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 この法人には、他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令

で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事も同様とする。

(株式又は出資に係る権利等の行使)

第27条 この法人の保有する株券又は出資証券等について、その株券又は出資証券等を発行する法人等に対して株主等としての権利等（議決権行使を含む。）を行使する場合にあっては、次の事項を除き、理事会の決議を経て評議員会の承認を得るものとする。

- (1) 配当金の受領
- (2) 株主優待券等の受領
- (3) 無償新株式の受領
- (4) 株主配当増資への応募
- (5) 株主宛配布書類等の受領

2 前項の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の総議決権数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、第24条第2項で定める副会長は、会長を補佐し、この法人の日常業務を執行する。

3 会長及び第24条第2項で定める副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
(開催)

第 35 条 理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があったときは、会長は遅延なく理事会を招集しなければならない。

5 第 3 項の規定により理事から理事会の招集の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は事故あるときは、その理事会に出席した理事の互選により選出することとする。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることの出来る理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、会長及び出席監事が署名、押印しなければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、電子公告により行ふ。

第9章 雑則

(委任)

第 47 条 この法人の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に別段の定めある場合を除き、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は上原勇七とし、副会長は堀内久雄(業務執行理事)、川村隆明、小澤建雄、理事は小林寛樹、中村康則、田中甲子男、監事は勝俣高明、大澤英二とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

白壁賢一 波木井昇 佐野宏 奥村圭子 藤原弘 植松裕二 今井裕久 弦間泉

附 則

この定款は、令和 3 年 6 月 1 8 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 8 年 6 月 1 7 日から施行する。

別表 基本財産(第 5 条関係)

財産種別	額面
投資有価証券等	2 5 0 , 6 1 0 , 0 0 0 円